

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (10月15日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第37号の上程、説明、質疑、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置、委員会付託	5
諸般の報告	10
日程の追加	11
議案第37号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	11
日程の追加	12
意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	13
日程の追加	15
意見案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	15
日程の追加	17
議員派遣の件	17
閉会の宣告	18
署名議員	18

平成 2 2 年 第 1 0 回 臨時 会 会 議 録
 (会 期 日 程 表)

開会 平成22年10月15日
 会期 1 日間
 閉会 平成22年10月15日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
10月15日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第37号質疑、過疎地域自立促進計画審査特別委員会付託
		委員会	午前10時45分	議案第37号質疑、過疎地域自立促進計画審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後 4 時	過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1 日間 本会議日数 1 日間 委員会日数 1 日間

平成22年第10回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成22年10月15日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成22年10月15日 午前10時00分)

閉 会 (平成22年10月15日 午後4時28分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 産業振興課長 新 城 寛

副 村 長 宮 城 重 徳 建設環境課長 山 城 均

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 シークワーカー
振 興 室 長 宮 城 博 俊

財 務 課 長 神 里 富 松 会 計 課 長 山 城 文 子

住民福祉課長 大 城 武 村史編纂室長 米 須 邦 雄

企画観光課長 島 袋 一 道 教 育 長 平 良 宏

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議 案 第 3 7 号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度） の策定について	提 案 説 明 質 疑 ～ 付 託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 3 7 号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度） の策定について	委員長報告 質疑～表決
2	意 見 案 第 9 号	さとうきび価格・政策確立に関する意見書	提 案 説 明 付 託 省 略
3	意 見 案 第 1 0 号	尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書	提 案 説 明 付 託 省 略
4		議員派遣の件	

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。ただいまから平成22年第10回大宜味村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 新城一智議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、過疎地域自立促進計画審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） おはようございます。本日、平成22年第10回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対しまして厚く御礼申し上げます。

それでは議案第37号を御説明いたします。

議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により、平成22年度～平成27年度の6年間を対象とする大宜味村過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定したいので議会の議決

を求める。

平成22年10月15日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

過疎地域自立促進法の期限の延長（平成22年3月31日から平成28年3月31日）に伴い、大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）を策定し、本村の過疎対策の指針を明らかにして、総合的かつ計画的に行うため本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審議をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋一道企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋一道） 議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について説明を申し上げます。

本計画は、平成27年度まで期限延長になりました過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎市町村の指定を受けています本村の自立促進のために策定されるものです。産業の振興、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項について当面する課題を踏まえながら、その対策及び事業計画を記述しております。

事業計画として過疎対策に必要な事業で、これまでの過疎計画で具体化されてない事業、さらに今後推進する必要がある事業を挙げております。事業計画の具体的な執行については年次ごとの予算で措置することになります。

詳細につきましては、特別委員会で説明したいと思えます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは大宜味村過疎地域自立促進計画がここに出ておりますが、大変すばらしい文面があり、なお各部門においてもすばらしいものがございます。まずお聞きしたいのは、過疎計画は我が埋立地の事業計画、それと過疎計画が整合性があるのかどうか。そこら辺を、中身を見ますとある程度のもが入っておりますけれども、その整合性があるのかどうか、そこら辺をお聞きしていきたいと思えます。なぜかといいますと、過疎債を使わなければ恐らく埋立地の事業もできないでしょう。そういうこともあるので聞いているわけでありましたが、まずは前段でそういう話を聞きたいと思えます。

それから11ページに企業に誘致とあります。その中にその対策がうたわれておりますが、「健康・保養」を体感させるロングステイホテル等の誘致を図るとありますね。この「健康・保養」を体感させるロングステイホテルとはどういうものなのか、またその国際長寿交流センターとの関連はどうなのか、そこら辺もお聞きをしていきたいと思えます。

そして12ページ、観光・レクリエーションの中に、その他の対策で長寿と癒しの森公園の件がうたわれてございます。計画の中では、これは平成22年度から平成27年度までに事業実施するという実施計画であると思うんですが、実際、この土地も購入されております。その癒しの森の進捗状況はどうなっているのか。そこら辺を聞きたいと思えます。

そして13ページ、そこに先ほど申し上げた国際長寿交流センターの整備事業があります。この事業が

入ってあるんですが、これが実際できるのかどうか。この話はなかなか話が出てこないのどうなっているのかどうかお聞きしていきたいと思います。

それからその13ページの中にあるウの計画の中で、塩屋湾の整備というのがあります。当初は塩屋の整備はしゅんせつ等を行って、そこに艇庫とか、そういう漕艇のもろもろを置くような、漕艇倉庫とかができるという話があったと思うんですが、そこら辺の関連があるのかどうか。その塩屋湾の整備というのはどういうものかというのをお聞きしたいと思います。

それから15ページに喜如嘉林道開設事業がございます。これは現在は中止になっていると思うんですが、この事業が実施できるのかどうか。そこら辺をお答え願いたいと思います。

そして22ページの医療の確保の中で、その対策、私は一般質問でもドクターヘリの件のヘリポート基地の件で一般質問を行いましたけれども、その中にドクターヘリ要請に伴う安全な発着のできるヘリポートの整備を図るとありますが、図るとあるんだが、できるのかどうか。そこら辺をお聞きしたいと思います。以上、簡単でいいですからお答え願いたいと思います。あとで細かい点は委員会で聞きたいと思いますのでお願いします。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時11分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） それではただいまの平良議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず本過疎計画と埋立地の計画についての整合性の件ですが、当然、過疎計画が本村の自立促進のための事業でございます。そしてこの埋立計画についても村の新しい中核的施設としての整備を中心としての整備でありますので、当然整合性はあるものと考えております。

次に11ページの「健康・保養」を体感できるロングステイホテル等の誘致ということですが、その件については、海水プール等を利用した、そういったものも併設された宿泊施設が考えられるかと思えます。国際長寿交流センターの関連についても、国際長寿交流センターの中にもそういう健康・保養が体感できるロングステイホテルの併設も考えられるものだと思います。

次に12ページの大保ダムとの「長寿と癒しの森」公園の整備についてでございますが、その件は前の議会でも話したんですけれども、この地域の中心的な部分については、村で買い取っております。その計画について現在農振計画での調整があります。そういったことも県との調整を進めておりますが、それが確定し次第、具体的に事業を持っていきたいということもあります。具体的には工芸関係の事業を先行的に持っていこうということも考えて現在進めているところであります。

次に13ページの国際長寿交流センター整備事業は、先ほどの話で終わりたいと思います。

次に塩屋湾の整備についてでございますが、これまでの港湾整備としての艇庫といいますが、船揚場等の施設についての計画等話がありましたけれども、それは具体化されておられません。ですけれども、今後は港湾というとらえ方もあるんですけれども、漁港との一体的な整備といいますが、観光との関連での事業も続けてやっていかなきゃいけないんじゃないかということで、今、ここのほうで検討してい

るところであります。

次に22ページのドクターヘリ要請に伴う安全な発着のできるヘリポートの整備を図るということも、それについては現在、結の浜埋立地のほうで診療所が建設されております。その一帯を福祉関係、福祉・医療のエリアとしてとらえております。その中に、ぜひドクターヘリの発着のできるヘリポートの形態を持ったものを整備していこうということを考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 残りの15ページ、喜如嘉林道開設事業につきまして御説明いたします。議員御指摘のとおり国庫補助事業につきまして、現在、中断しているところであります。残りわずかなメーター数が残っておりますが、今後、工法等をいろいろ検討して予算をつけて、予算の範囲で道路としての一本の線を結んでいきたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほどいろいろと答弁していただきましたが、最後にありましたドクターヘリのヘリポートの整備を図るということで先ほど答弁がありましたけれども、今現在、できつつあります診療所の周辺が医療のエリアということであるようでございますが、その中で、その一角にヘリポートができるということは大変すばらしいと思っております。これを考えているということなんですが、実際できるんですか。そこら辺をお伺いしたいんです。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） ヘリポートの建設については、実現に向けて取り組んでいきます。

○ 議長（金城 勇） 9番平良嗣男議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では議案第37号について質疑を行います。

この大宜味村過疎自立促進計画は、前計画（平成17年度～平成21年度）の後期になってはいますが、この計画書の次のステップになっていると思いますが、この前計画の内容を見ても、1の産業の振興から、7の地域文化の振興等まで、各20事業、内容においては43に及ぶ事業が書かれていますけれども、この事業の実効性というか、どれぐらいの事業が達成されているのか。

それともう1つ、今後、平成22年度から27年度までの計画をするに当たって、説明資料の中に経過の部分があります。その経過を見てみると、3月17日に過疎地域自立促進法の一部を改正する法律の交付がありましてきょうの臨時会までずっとありますが、まずその平成22年6月28日に各課へ実施計画の概要書の作成について依頼とあります。これが約1カ月、7月30日に提出するということが書かれていますけれども、この1カ月という期間、どれくらい密にそういう計画が練られているのかという意味では、時間が余りにも短過ぎるんじゃないかという気がしますけれども、どういう形でそういう取り組みがなされたのか、この2点について聞きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） この件は、本村の過疎地域自立促進計画というものは、沖縄県の過疎地域自立促進の基本方針に基づいてつくられるということになっております。それで県のほうの基本方針が同時に作成が進められたということもあります。それでそこにありますように県の説明会が5月18日ということがありました。そういったこともあって、そして沖縄県と協議をして市町村計画は定めなきゃいけないということもあったものですから、その協議が終わって後に市町村の議会の議決を求める

というスケジュールになるわけです。それでその中でのやりとり、そういう作業の進め方だったものですから非常に窮屈なというんですか、非常に時間の短いような取り組みになっております。それでその中でも私たちとしても各課に出す場合は、これまでの前期の計画の施行状況等についてのチェックと、あるいはこれからの各課で持っている計画等については、すべて網羅してはどうかという話を進めております。当然、先ほどありました埋立計画の事業というのも今後かなりあるものですから、それも含めて計画するよということでの作業の進め方でありました。

平成17年度から平成21年度の前期の過疎計画の執行率、これは事業ベースです。金額的なものはまだ把握されていないんですが、47%というデータを持っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 前回の平成17年度から21年度までの計画の中の事業の執行率というのが半分には満たないということでありまして。やっぱり計画というのはある程度目的というか、計画書どおり進めるのが、中にはいろんな世の中の変化もありますけれども、なるべく100%に近づくような形で取り組むのがベターだと思いますが、今後、財政面も含めていろんな問題が出てくるとは思います。この中で計画を進める中で実施計画というのがなければいつこの事業に着手して、年度、年度の予算においては出ていますけれども、いつごろから着手して、この事業はできる、できないという、やっぱり中間の報告もやっていただきたいと思っておりますけれども、役場の庁内だけで考えるのではなくて、総合開発審議会、これは4次構想が主になっていきますけれども、そういう民間の学識経験者、村内の有識者を含めて考えていく場所が必要になってくるとは思います。その辺について、今後、そういう場所を設けて計画の実効性といいますか、可能性といいますか、そういうのを検証する場所を設けることができるのかどうか、やるのかどうか、その辺を聞いて終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時29分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） いろんな計画策定については、住民の共通認識といいますか、それと合意形成というのは非常に大事なものでありますので、個別の計画あるいは全体的な計画も役場のいつもの方針として、やっぱり十分に住民の意見を聞いてやるというのがありますので、それを今後ともやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定については、9人の委員で構成する過疎地域自立促進計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

休憩します。

（午前10時31分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時33分）

○ 議長（金城 勇） したがって過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） 過疎地域自立促進計画審査特別委員会の正副委員長を選任のため休憩します。

（午前10時34分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時38分）

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に過疎地域自立促進計画審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

過疎地域自立促進計画審査特別委員会の委員長に大城佐一議員、副委員長に新城一智議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時38分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について、委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第37号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長。

平成22年10月15日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

過疎地域自立促進計画
審査特別委員会
委員長 大城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第37号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について	原案可決 全会一致

（大城佐一過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長 登壇）

○ 過疎地域自立促進計画審査特別委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について、本委員会における審査の

結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午前10時45分から審査をいたしました。概略について企画観光課長及び同係長から説明がありました。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。過疎市町村の指定を受けている本村の自立促進のために策定されるもので、計画期間は平成22年度から平成27年度までの6カ年間であります。

内容については、産業の振興、交通通信の体系の整備・情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項について、当面する課題を踏まえながらその対策及び事業計画を策定したとの説明でした。

本案についての討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第37号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま全員発議により、意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書が提出されました。

お諮りします。意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第2 全員発議により提出されました意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。3番 平良英勝議員。

（3番 平良英勝議員 登壇）

○ 3番（平良英勝） 意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年10月15日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 安里重和 前田 孝 具志堅朝秀 大城佐一 新城一智
賛成者 平良嗣男

提案理由 本件におけるさとうきび生産の将来展望への確立に向け、関係機関へ要請するため。

さとうきび価格・政策確立に関する意見書

本県では、島嶼県としての小規模・零細な生産基盤で、台風・干ばつの常襲地帯という地理的特性のもと、永年、さとうきび生産と製糖業が営まれており、地域社会において極めて重要な役割と地位を占めている。

近年は、気象条件にも恵まれ、生産者努力が報われるかたちで量・質ともに良好な生産状況が続いているが、生産者の高齢化の進行に加え、機械化や土地基盤整備が遅れており、生産性向上が進展していない状況にある。

また、離島地域を基盤とする含みつ糖企業においては、黒糖の販売不振が深刻化しており、経営悪化に陥っている。

このようなことから、平成23年度のさとうきび価格・政策の確立については、本県におけるさとうきび生産の将来展望を確立するために、再生産に向けた生産者所得の確保と、製糖企業の経営安定が図られるよう、下記事項の実現について要請する。

記

1. 現行糖価調整制度の堅持と財源確保について

永続的なさとうきび生産の振興を図り、甘しや糖企業の経営安定を確保する観点から、現行の糖価調整制度の枠組みを堅持し、制度運営に必要な予算額を確保すること。

2. さとうきび経営安定対策における交付金水準について

甘味資源作物交付金については、産地の実態を考慮し、生産者の実質所得の確保と再生産に向けた生産意欲の向上を促進するために、現行の交付金水準を維持すること。

3. 甘しや糖企業の経営安定対策等について

甘しや糖企業の地域経済における重要な役割を考慮し、安定操業を行う上で不可欠な沖縄糖業振興対策費の予算枠を充実強化すること。

特に、小規模離島のさとうきび生産を支える含みつ糖企業については、老朽化の著しい製造施設の整

備や販路拡大に向けた支援策を講ずること。

4. さとうきび生産振興対策について

さとうきびの生産性向上を図るため、農業用水源の確保やかんがい排水施設や圃場の整備に向けた施設の充実と予算枠を確保するとともに、ハーベスタ等高性能機械の導入による機械化一貫体系の確立や、生産対策に必要な新たな財源を確保すること。

また、優良品種の育成や病虫害防除技術の確立等試験研究を充実すること。

5. さとうきび畑作物共済の充実・強化について

さとうきび生産者の経営安定と再生産を確保するため、畑作物共済の加入率向上対策として農家掛金負担の軽減措置を講ずること。

6. WTO・EPA交渉への万全な対応と国内対策について

WTO・EPA交渉においては、我が国提案の実現と「砂糖」の重要品目の位置づけを確保するとともに、関税引き下げによる影響を抑制するため、万全な国内対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 財務大臣 外務大臣 農林水産大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
内閣官房長官

よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

休憩します。

（午後 4時11分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時19分）

○ 議長（金城 勇） 意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書について採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第9号 さとうきび価格・政策確立に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長(金城 勇) ただいま全員発議により、意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書が提出されました。

お諮りします。意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎意見案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 追加日程第3 全員発議により提出されました意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番 宮城辰徳議員。

(5番 宮城辰徳議員 登壇)

○ 5番(宮城辰徳) 意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年10月15日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 宮城辰徳 東 武久 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀 大城佐一 新城一智 平良英勝

賛成者 平良嗣男

提案理由 県民及び国民の生命、安全及び領土・領海を守る立場から、今回の尖閣諸島海域で起こった事件に関し、関係機関へ要請するため。

尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書

去る9月7日午前、尖閣諸島の久場島沖の日本国領海内において、違法操業中の中国漁船が、退去命令を出した第11管区海上保安本部の巡視船に接触した上、逃走を図り、さらに停船命令にも応じずに接触を繰り返す事件が発生したが、9月24日、那覇地方検察庁は、公務執行妨害罪の容疑で逮捕・送検していた同漁船の船長を処分保留で釈放した。

尖閣諸島は、石垣市に属する我が国固有の領土及び本県の行政区域であることは疑問の余地がないところである。今後、中国が尖閣諸島及び周辺海域の領有権を強硬に主張し、中国漁船が尖閣諸島周辺海

域で操業することが予想されるが、そうなった場合、本県及び我が国漁船と中国漁船との間で操業をめぐってのトラブルが発生したり、衝突事件が再発するなど、安全な航行が阻害されることが懸念され、県民は不安を感じている。

よって、本村議会は、県民及び国民の生命、安全及び領土・領海を守る立場から、今回の政府の措置に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1 尖閣諸島及び周辺海域が我が国固有の領土及び領海であるという毅然たる態度を堅持し、中国政府をはじめ諸外国に示すこと。

2 尖閣諸島周辺海域において、本県及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう適切な措置を講じること。

3 中国政府に対し、今回の事件に関して厳重に抗議するとともに、日中両政府は、冷静な外交を通じ再発防止策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 国土交通大臣 農林水産大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書について採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第10号 尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） お諮りします。議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○ 議長（金城 勇） 追加日程第4 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成22年10月15日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1. 件名：沖縄県町村議会議員研修会

（1）目 的 町村議会議員の資質向上に資するため

（2）派遣場所 読谷村

（3）期 間 平成22年10月25日（月）

（4）派遣議員 全議員

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成22年第10回大宜味村議会臨時会を閉会します。
御苦労さまでした。

(午後 4時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員